

意 見 書

平成 16 年 8 月 23 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 100-8918

(ふりがな)とうきょうとちよだくかすみがせき

住所 東京都千代田区霞が関 2-1-3

(ふりがな)かいじょうほあんちょうそうむぶ

氏名 海上保安庁総務部

じょうほうとうしんきかくかちょう うめだよしひろ

情報通信企画課長 梅田 宜弘

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」中、国や地方公共団体にも一定の電波利用料負担を求めるべき提案について、次のとおり反対する。

1 海上保安庁による電波利用は経済的価値で評価できないこと

報告書には、「電波の有効利用を一層促進する観点から電波の経済的価値を勘案した使用料を徴収することにより市場原理が機能し、電波の有効利用の一層の促進を促す」とする意見がある。

海上保安庁は、海上における治安の維持と人命・財産の保護、海上交通の安全確保を主な任務としており、当庁の使用する無線局にあっては、これら任務遂行のために開設するものであることから極めて公共性の高いものとなっている。このため、当庁による電波利用は経済的価値とは結びつかないものであり、経済的価値による評価は困難であることから、電波利用料を課すことは適当でないと考える。

2 電波利用料徴収の有無によって負担の公平性を判断することは適当ではないこと

報告書には、「負担の公平性の確保の観点から国や地方公共団体にも一定の電波利用料負担を求めるべき」とする意見があるが、前記のとおり、当庁（国）が開設する無線局は経済的活動を目的として開設されたものではないことから、負担の公平性に関して、国と国以外の経済的目的をもった無線局の免許人と、電波利用料徴収の有無によって判断することは適当ではないと考える。

3 國際的な取り決めによる周波数利用の形態があること

海上保安庁の運用する無線局は、国際的な取り決めである電気通信条約関係規則に基づく周波数割当によって運用している無線局があり、これら無線局にあっては、その周波数を利用しなければ業務が成り立たないものである。このため、電波利用料の徴収が、必ずしも電波の有効利用のインセンティブに結びつくことにはならないと考える。

4 行政事務の繁雑さを招くとともに、新たな行政事務経費による国民負担が発生すること

国が電波利用料を支払うことは、国の一般会計の枠内での経費の循環になり、単に行政事務の繁雑さを招くだけである。また、電波利用料に係る事務手続きに伴う新たな行政事務経費が発生することにより、国民負担の増加を招く結果となると考える。